

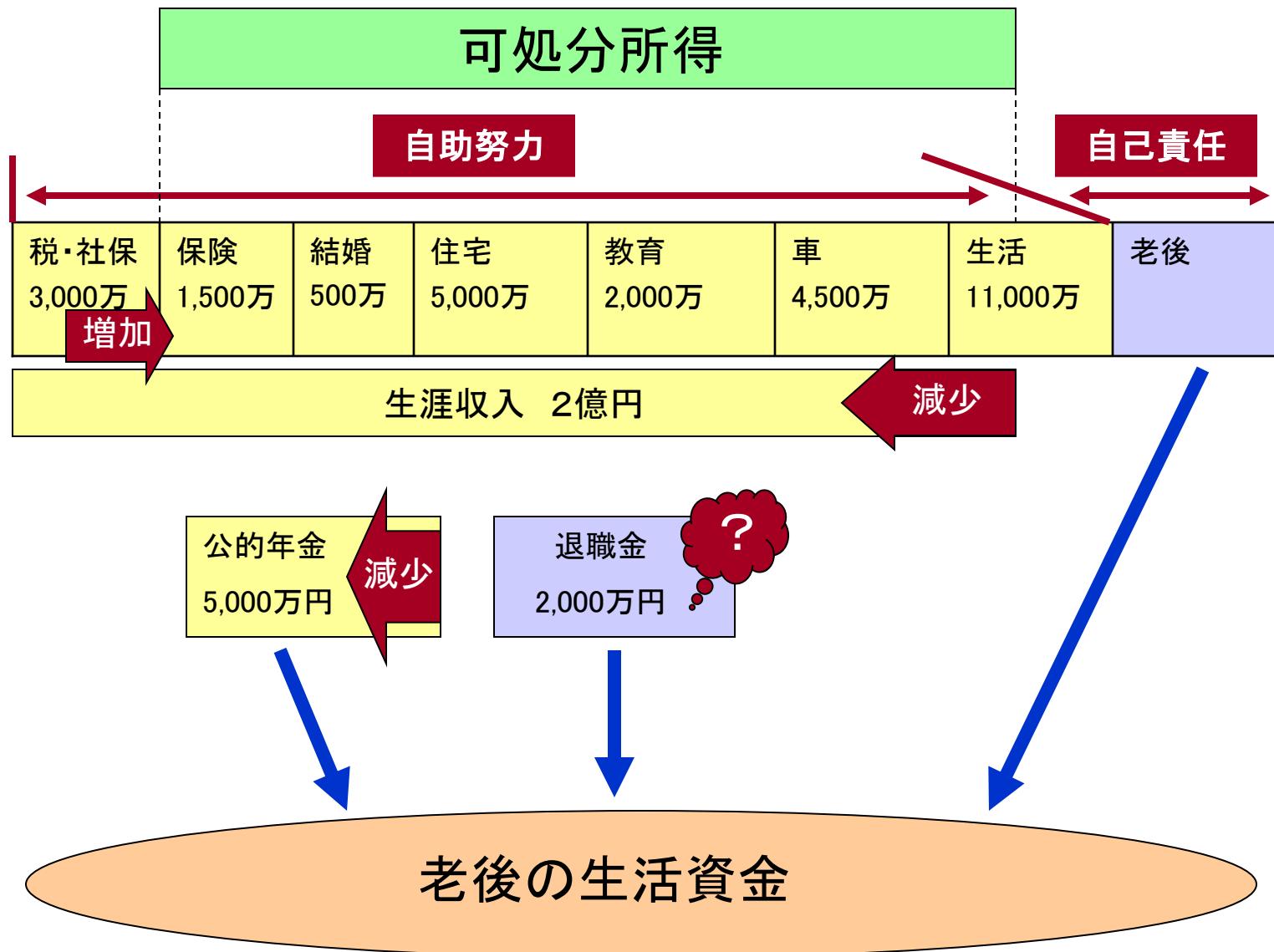
# 税金と賢くつきあうために ～私の税金、どうなっているの？～

I. 税制改革とその動向

II. 税金の基礎知識

III. 所得税のしくみ

# ライフプランにおける税金の位置付け



# 税制改革と内訳

2004年 1月	配偶者特別控除の一部廃止 (専業主婦・収入103万円以下の妻がいる世帯)
6月	住民税の均等割の人口区分の廃止 (人口60万人未満の市町村)
10月	厚生年金保険料率のアップ (0.354%労使折半、毎年アップ)
2005年 1月	所得税、老年者控除の廃止 (65歳以上) 公的年金控除の縮小 (65歳以上) 住宅ローン減税の縮小
検討中	所得税・住民税の定率現在の縮小廃止 所得税:20%(上限25万円) 住民税:15%(上限4万円) 所得税の各種控除の見直し 給与所得控除、人的控除 消費税

## 可処分所得への影響

夫40歳未満(介護保険料なし)

妻:専業主婦

子:16歳未満2人

ボーナス:4ヶ月

		500万	600万	700万
2002年	可処分所得	434	516	593
	社会保険料	52	63	73
	税 金	14	21	34
2003年	可処分所得	429	510	586
	社会保険料	58	70	81
	税 金	13	20	33
2004年	可処分所得	425	505	580
	社会保険料	58	70	81
	税 金	17	25	39
2002年→2004年の変化		▲9 (▲2.1%)	▲11 (▲2.1%)	▲13 (▲2.0%)

# 税金の基礎知識

## 1. 実質課税の原則

資産または事業から生ずる収益は単なる名義人ではなく、実際に収益を享受する者に課税される。

## 2. 国税と地方税

国 税	法人税、所得税、相続税、登録免許税、消費税、酒税 など
地方税	住民税、事業税、固定資産税、地方消費税 など

## 3. 直接税と間接税（負担者と納税者）

直接税	所得税、法人税、相続税、都道府県民税、市町村税 など
間接税	消費税、酒税 など

## 4. 申告納税方式と賦課課税方式

申告納税方式	所得税、法人税、相続税、消費税 など
賦課課税方式	固定資産税、自動車税 など

# 所得税の基本的仕組み

## 1. 個人単位課税

各個人ごとの所得に対して課税される。

## 2. 曆年単位課税

個人の1年間(1月1日から12月31日まで)の所得に対して課税される。

## 3. 「課税所得」に対して課税

$[所得] = [収入金額] - [必要経費]$

$[課税所得] = [所得] - [所得控除]$

## 4. 非課税所得

- ・遺族年金、遺族恩給等
- ・給与所得者が受ける通勤手当(1ヶ月あたり10万円が限度)
- ・身体の傷害、疾病により重度障害の状態になったことに基づいて支払を受ける保険金や給付金(死亡保険金を除く)
- ・雇用保険の失業給付金
- ・宝くじの当選金品

## 所得税の基本的仕組み

### 5. 担税力に応じた所得の分類

所得の発生原因により担税力が異なる

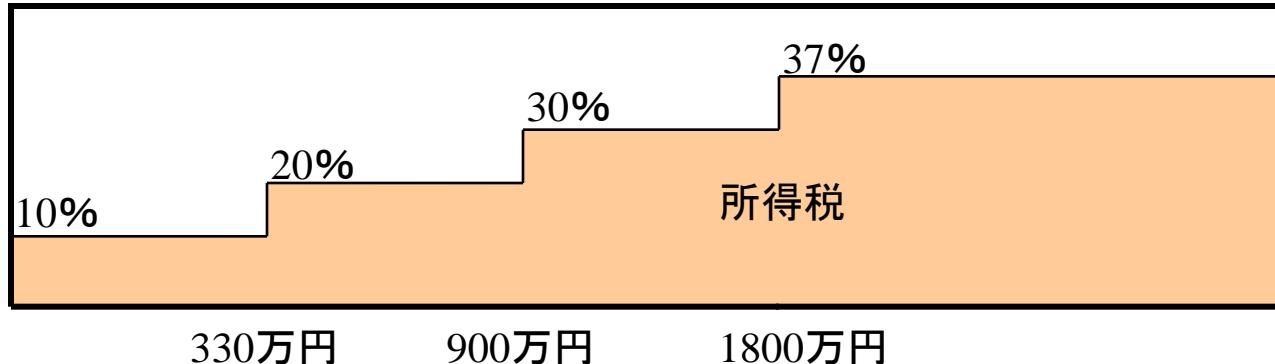
→ 10種類に分け、所得金額の計算方法が異なる

### 6. 総合課税と分離課税

[総合課税] → 所得の合計に対して超過累進課税率により課税(原則)

[分離課税] → その所得単独で税額計算を行う(例外的)

### 7. 超過累進課税



### 8. 申告納税制度

所得税は、納税者が自ら申告し、納税する

## 給与所得者と確定申告

### 確定申告をしなければならない人

- ・給与等の金額が2,000万円を超える人
- ・給与所得・退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える人  
(源泉徴収されているものを除く)
- ・2ヶ所以上から給与等の支払を受けている人で、従たる給与等の金額と給与所得以外の所得金額の合計が20万円を超える人

### 確定申告をすれば税金が還付される人

- ・年の途中で退職し、その後働いていない場合
- ・雑損控除、医療費控除、寄付控除の適用を受ける場合
- ・住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合の最初の年
- ・ゴルフ会員権を売却して損が出た場合
- ・年末調整後に、控除対象配偶者や扶養親族が増えた場合

# 収入と所得

利子所得	= [収入金額]
配当所得	= [収入金額] - [株式等を取得するための負債利子]
不動産所得	= [総収入金額] - [必要経費]
事業所得	= [総収入金額] - [必要経費]
給与所得	= [給与収入金額] - [給与所得控除額]
譲渡所得 (他)	= [譲渡収入金額] - ([取得費] + [譲渡費用]) - [特別控除(最高50万円)]
(土地)	= [譲渡収入金額] - ([取得費] + [譲渡費用])
(株式)	= [譲渡収入金額] - ([取得費] + [譲渡費用] + [譲渡年の負債の利子])
一時所得	= [収入金額] - [収入を得るために支出した金額] - [特別控除(最高50万円)]
雑所得(公的年金) (その他)	= [収入金額] - [公的年金等控除] = [収入金額] - [必要経費]
山林所得	= [総収入金額] - [必要経費] - [特別控除額(最高50万円)]
退職所得	= ([収入金額] - [退職所得控除額]) × 1/2

※配当、給与、一時、雑所得の損失は損益通算できない。

### 【III】所得税のしくみ

## 収入と所得

### 給与所得控除額

収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額 × 40%
180万円超 360万円以下	収入金額 × 30% + 18万円
360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% + 54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額 × 10% + 120万円
1,000万円超	収入金額 × 5% + 170万円

※300万円の場合、108万円(9.0万円/月)

※500万円の場合、154万円(12.8万円/月)

※700万円の場合、190万円(15.8万円/月)

### 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × [勤続年数] ※
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × ([勤続年数] - 20年)

※80万円に満たない場合は80万円

# 収入と所得

## 公的年金等控除額

受給者の年齢	収入金額の合計	公的年金等控除額
65歳以上の者	260万円未満	140万円
	260万円以上 460万円未満	$[収入金額] \times 25\% + 75\text{万円}$
	460万円以上 820万円未満	$[収入金額] \times 15\% + 121\text{万円}$
	820万円以上	$[収入金額] \times 5\% + 203\text{万円}$
65歳未満の者	130万円未満	70万円
	130万円以上 410万円未満	$[収入金額] \times 25\% + 37.5\text{万円}$
	410万円以上 770万円未満	$[収入金額] \times 15\% + 78.5\text{万円}$
	770万円以上	$[収入金額] \times 5\% + 155.5\text{万円}$

平成16年

受給者の年齢	収入金額の合計	公的年金等控除額
65歳以上の者	330万円未満	120万円
	330万円以上 410万円未満	$[収入金額] \times 25\% + 37.5\text{万円}$
	410万円以上 770万円未満	$[収入金額] \times 15\% + 78.5\text{万円}$
	770万円以上	$[収入金額] \times 5\% + 155.5\text{万円}$